

事業群評価調書(令和5年度実施)

基本戦略名	3-1 人口減少に対応できる持続可能な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 道路維持課	村川 康孝
施策名	6 持続可能なインフラの整備及び利活用	事業群関係課(室)	都市政策課、河川課、港湾課、住宅課	
事業群名	① インフラの戦略的な維持管理、更新及び利活用の推進	令和4年度事業費(千円)	※下記「2. 令和4年度取組実績」の事業費(R4実績)の合計額 12,755,633	

1. 計画等概要

<p>(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)</p> <p>長崎県公共土木施設等維持管理計画基本方針等に基づき、計画的で適切な維持管理や更新によって、トータルコストの縮減・予算の平準化を図り、インフラを安全に、より長く利用できるよう取り組みます。</p>		<p>(取組項目)</p> <p>i) 橋梁、トンネルの維持管理更新 ii) 道守制度※の活用 iii) 公園施設の維持管理更新 iv) ダム、水門、樋門等の河川関係施設の維持管理更新 v) 道路、河川等の県管理公共施設の清掃・美化活動を行う団体の活動支援 vi) 港湾、海岸施設及び県管理空港施設の維持管理更新 vii) 県営住宅の維持管理更新</p> <p>※道守制度: 長崎大学が行う「まちおこし」の基礎となるインフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材創出の取組</p>							
事業群	指標	基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	橋梁の補修実施橋梁数(累計)	目標値①	116橋	140橋	170橋	197橋		197橋 (R6)	橋梁長寿命化修繕計画(第二期_平成27年度~令和6年度)において補修を予定している197橋を評価指標および最終目標とし、計画における各年度の予定橋梁数を目標値として設定している。 令和4年度末において、目標140橋に対し、実績109橋と進捗にやや遅れがある状況にある。 残りの31橋のうち30橋については完成には至らなかったものの既に着手しており、早期に完了に努める。
		実績値②	74橋 (R元)	95橋	109橋			進捗状況	
	達成率②/①		81%	77%				やや遅れ	

2. 令和4年度取組実績(令和5年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和4年度事業の成果等	
				R3実績	うち一般財源	人件費(参考)		R3目標	R3実績	達成率		
取組項目1	○	1	橋梁の維持管理更新(橋梁補修費)(公共)	2,858,695	77,525	—	橋梁長寿命化修繕計画(第二期_平成27年度~令和6年度)に基づき、補修が必要な14橋について対策を実施した	【活動指標】	29	12	41%	●事業の成果 ・計画に基づいた補修の実施により、R4年度は14橋の補修を実施した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・目標達成には至らなかったものの、計画に基づく補修の実施により、インフラの戦略的な維持管理に寄与した。
				3,150,248	115,648	—		橋梁の補修実施橋梁数(橋)	26	14	53%	
				5,219,464	88,010	—		【成果指標】	100	84	84%	
			—	道路法第42条		橋梁の補修実施橋梁数(累計)(橋)		100	80	80%		
			道路維持課	○	—	○	県管理道路利用者	100				

取組項目	○	2	舗装の維持管理更新(舗装補修費)(公共)	2,259,294	28,895	—	平成26年度に改定した長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な箇所に対して対策を実施した。	【活動指標】	12	15	125%	●事業の成果 ・目標より多い箇所の補修を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・補修を実施することで、インフラの戦略的な維持管理に寄与した。		
			—	634,730	28,400	—			舗装の補修箇所数(箇所)	21	32		152%	
			—	864,426	13,505	—			【成果指標】	3.5	6.4		182%	
			—	道路法第42条					舗装の補修延長(km)	3.9	5.7		145%	
	—	道路維持課	○	—	○	県管理道路利用者	舗装の補修延長(km)	3.9						
	○	3	道路維持補修費	1,053,089	860,852	30,381	苦情処理、除草、舗装補修等の危険箇所の緊急補修及び交通安全施設等の維持管理を行った。	【活動指標】	数値目標なし	788,000	—	●事業の成果 ・定期的な道路パトロールの実施により、異常の早期発見ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・定期的な道路パトロールの実施により、異常の早期発見に対応することで、管理瑕疵による道路事故の抑制に寄与した。		
				—	1,073,379	872,790			34,439	パトロール走行距離(km)	数値目標なし		790,000	—
				—	1,124,600	960,329			27,778	【成果指標】	数値目標なし		7	—
				—	道路法第42条				管理瑕疵による道路事故に伴う賠償(件)	数値目標なし	9		—	
	—	道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者	舗装の補修延長(km)	3.9						
	○	4	橋梁補修事業	85,646	42,446	2,337	小規模補修が必要な橋梁に対して対策を実施した。	【活動指標】	9	9	100%	●事業の成果 ・計画に基づいた補修の実施により、令和4年度は、7橋の補修を実施し、大規模な修繕に至る前に補修することができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的な補修の実施により橋梁の安全性の向上に寄与している。		
				—	79,165	59,865			2,296	橋梁の補修実績数(橋)	7		7	100%
				—	104,232	13,832			2,315	【成果指標】	9		9	100%
				—	道路法第42条				補修して安全を確保した橋梁数(橋)	7	7		100%	
	—	道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者	補修して安全を確保した橋梁数(橋)	8						
	○	5	舗装補修事業	1,446,674	159,674	42,066	平成26年度に改定した長崎県舗装維持管理計画に基づき、補修が必要な箇所に対して対策を実施した。	【活動指標】	71	91	128%	●事業の成果 ・過去に補修が出来なかった箇所も含め補修を行うことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・補修を実施することで、インフラの戦略的な維持管理に寄与した。		
				—	1,591,674	148,174			50,510	舗装の補修箇所数(箇所)	106		111	104%
				—	1,979,174	74			48,611	【成果指標】	15.4		21.4	138%
				—	道路法第42条				舗装の補修延長(km)	18.9	21.2		112%	
	—	道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者	舗装の補修延長(km)	27.0						
	○	6	舗装調査費	2,910	2,910	0	舗装維持管理システムの保守・点検及び路面性状データを更新し、道路舗装の補修計画を立案した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・点検サイクルに基づく調査の実施により、舗装区間におけるデータ蓄積を適切に行った。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画的で適切な維持管理や施設更新のためのデータを蓄積することで、施設を安全に、より長く利用する維持管理に寄与した		
				—	2,546	2,546			0	舗装維持管理システム更新業務委託(1式)	1		1	100%
				—	3,007	3,007			0	【成果指標】	数値目標なし		144	—
				—	道路法第42条				システム更新距離(km)	数値目標なし	148		—	
	—	道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者	システム更新距離(km)	数値目標なし						
	○	7	トンネル安全施設費	6,736	6,736	0	トンネル内の照明灯の清掃等を実施し、交通安全を図った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・照明施設を適切に維持管理することで、トンネル照明施設の管理瑕疵による事故が発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・トンネル内の通行の安全性向上に寄与している。		
				—	2,863	2,863			0	トンネル照明灯の清掃等の実施箇所数(箇所)	1		1	100%
				—	8,656	8,656			0	【成果指標】	0		0	100%
—				道路法第42条					トンネル照明施設の管理瑕疵による事故件数(件)	0	0		100%	
—	道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者	トンネル照明施設の管理瑕疵による事故件数(件)	0							

取組項目 i	8	道路照明灯管理費	263,783	262,091	7,790	道路照明灯を点灯することにより、夜間の道路利用者(車両及び歩行者)の安全を図った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・道路照明灯を適切に点灯することで、照明灯の管理瑕疵による交通事故が発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・夜間の道路の安全性向上に寄与している。
			261,675	259,689	8,418		道路照明灯等の電気料金支出(式)	1	1	100%	
			389,674	377,784	9,259		【成果指標】	0	0	100%	
		道路法第42条			事故発生件数(件)		0	0	100%		
	—	○	—	—	県管理道路利用者	0					
	道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者	0					
	9	道路清掃委託費	70,303	70,303	2,337	県管理道路の路面清掃を行った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・路面清掃等を適切に行うことで、道路清掃の瑕疵による事故が発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・道路の安全性向上に寄与している。
			70,303	70,303	2,296		県管理道路の清掃業務の委託(式)	1	1	100%	
			70,303	70,303	1,543		【成果指標】	0	0	100%	
		道路法第42条			道路清掃の瑕疵による事故件数(件)		0	0	100%		
	—	○	—	—	県管理道路利用者	0					
	道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者	0					
10	道路緑化維持・整備景観費	620,317	296,452	17,917	県管理道路の高木や花壇の維持管理、道路維持整備(除草等)を行った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・道路敷の高木や花壇の維持管理及び除草等を適切に行ったことで、枝や葉による視距障害や通行障害に起因した事故の発生を未然に防ぐことができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・高木や花壇の維持管理を適切に行うことで、道路の安全及び景観の向上に寄与している。	
		621,111	297,246	19,898		緑化維持・整備景観の発注(式)	1	1	100%		
		627,790	505,202	15,432		【成果指標】	0	0	100%		
	道路法第42条			緑化区間の管理瑕疵による事故件数(件)		0	0	100%			
—	○	—	—	県管理道路利用者	0						
道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者	0						
11	道路管理事務費	3,425	0	0	道路の管理瑕疵を原因とする事故が起こった際、被害者救済のため、加入した保険で損害の賠償を行った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・道路の管理瑕疵の可能性のある事故は令和4年度に16件発生し、管理瑕疵が認められた9件について被害者と示談を締結し、必要な額の賠償を行った。	
		2,820	0	0		保険加入(式)	1	1	100%		
		5,958	0	0		【成果指標】	100	100	100%		
	国家賠償法第2条			管理瑕疵による道路事故に伴う賠償(%)		100	100	100%			
—	○	—	—	県管理道路利用者	100						
道路維持課	○	—	—	県管理道路利用者	100						
取組項目 ii	○	道守育成事業	508	508	0	道路施設の適切な維持管理のために、道路施設の点検に不可欠な高度な技術力を持つ道守を育成した。	【活動指標】	451	471	104%	●事業の成果 ・道路施設点検技術者の育成ができたことで、道路施設の適切な維持管理ができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・道路施設点検技術者の育成ができていることにより、道路異常通報で措置した件数の増加に寄与した。
			948	948	0		道守の人数(人)(累計)	503	500	99%	
			988	988	0		【成果指標】	数値目標なし	55	—	
			—				道守の道路異常通報で措置した件数(件)	数値目標なし	66	—	
		—	—	—	地元自治体職員、地元企業職員等	数値目標なし					
道路維持課	—	—	—	地元自治体職員、地元企業職員等	数値目標なし						

取組項目 vi	○	18	空港維持管理費	376,836	352,742	137,883	長崎県が管理する空港(福江空港、対馬空港、杵ヶ崎空港、上五島空港、小値賀空港)において、管理運営及び場周柵補修等の土木施設及び航空灯火補修等の照明施設の維持更新工事を実施した。	【活動指標】 適正な空港管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・離着陸する航空機の安全を確保するため、日々の点検や定期的な巡回点検のほか維持補修工事を行うなど適切な維持管理を行ったことにより、施設の不具合に起因した航空機事故の発生はなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				429,240	375,337	135,459			数値目標なし	適正管理	—	
				473,497	356,403	136,572			数値目標なし			
			航空法第47条			【成果指標】			0	0	100%	
	—	航空法第47条			管理瑕疵による事故数(件)	0	0	100%				
	港湾課	○	—	—	県管理空港利用者	0						
	○	19	港湾施設維持管理費	432,390	120,781	143,336	港湾施設の維持補修及び管理運営を行った。	【活動指標】 適正な港湾管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・職員の巡視による不具合箇所の確認、又は外部委託による施設の保守点検等適切に管理運営を行った結果、管理瑕疵による事故は発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。
				526,071	121,380	140,816			数値目標なし	適正管理	—	
				781,954	234,745	141,975			数値目標なし			
			港湾法第12条			【成果指標】			0	0	100%	
	—	港湾法第12条			管理瑕疵による事故数(件)	0	0	100%				
	港湾課	○	—	—	港湾施設利用者	0						
○	20	ボートパーク整備事業費	13,680	0	1,558	長崎港、茂木港、大村港において、浮桟橋補修を実施した。	【活動指標】	3	3	100%	●事業の成果 ・県内3箇所において安全対策を実施し、プレジャーボートの係留における安全・安心の向上を図った。	
			18,512	0	1,531			3	3	100%		
			16,300	0	1,543			3				
			港湾法第12条 長崎県プレジャーボート対策要綱第4条					【成果指標】	0	0		100%
		—	長崎県プレジャーボート対策要綱第4条					施設破損による事故件数(件)	0	0		100%
港湾課	○	—	—	港湾利用者	0							
○	21	長崎空港維持管理費	38,771	31,310	2,337	長崎空港花文字山、隣接県有地の維持管理工事や連絡通路維持管理委託(警備・清掃・昇降設備及び動く歩道保守点検等)を実施した。	【活動指標】 適正な空港管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・連絡通路の昇降設備、動く歩道等の保守点検業務委託、警備業務委託等、小規模補修工事の実施により管理瑕疵に伴う事故の発生は無かった。また、花文字山を維持管理することで長崎空港の景観保持に貢献した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。	
			37,073	29,517	2,296			数値目標なし	適正管理	—		
			53,406	46,048	2,315			数値目標なし				
			—					【成果指標】	0	0		100%
		—	—					管理瑕疵による事故数(件)	0	0		100%
港湾課	—	—	—	長崎空港周辺県有施設利用者	0							
○	22	空港整備事業(公共)	47,023	1,213	—	対馬空港、小値賀空港、上五島空港の照明施設の改良・更新工事にかかる設計業務を実施した。長崎空港の内外連絡通路の更新工事にかかる設計業務を実施した。	【活動指標】 適正な空港管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・対馬空港、小値賀空港、上五島空港の照明施設の改良更新工事にかかる設計を行うことにより、航空機の安全運航に寄与した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な維持管理と老朽化対策を行ったことで、インフラの長寿命化の推進に寄与した。	
			26,848	1,084	—			数値目標なし	適正管理	—		
			363,825	225	—			数値目標なし				
		空港法第6条			【成果指標】			0	0	100%		
—	空港法第6条			管理瑕疵による事故数(件)	0	0	100%					
港湾課	○	—	○	県管理空港利用者	0							
取組項目 vii	○	23	公営住宅建設費(公共)	1,078,885	536,690	—	長崎県公営住宅等長寿命化計画に基づき、外壁改修等を実施することにより、安全で安心して生活できる県営住宅を整備した。 毛井首団地 4棟 130戸 磯道団地 2棟 50戸 富士見団地 1棟 22戸 ほか	【活動指標】 適正な県営住宅の管理	数値目標なし	適正管理	—	●事業の成果 ・適正な維持管理を実施したことにより、管理瑕疵に起因する県営住宅の外壁落下による事故は発生しなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・適切な管理により、インフラを安全に使用することができた。
				1,759,929	1,046,560	—			数値目標なし	適正管理	—	
				1,931,133	58,411	—			数値目標なし			
				公営住宅法第3条					【成果指標】	0	0	
			—	公営住宅法第3条					住宅の外壁落下による事故被害者(人)	0	0	
住宅課	○	—	○	県営住宅入居者	0							

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

<p>i 橋梁、トンネルの維持管理更新</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 橋梁長寿命化修繕計画(第二期、平成27年度～令和6年度)に基づき計画的な補修を行っている。令和4年度は、長大橋の補修を重点的に推進したため、年度内での目標達成は出来なかったが、残りの31橋のうち30橋については完成には至らなかったものの既に着手しており、早期に完了に努める。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 今後も計画的な維持管理を継続する。</p>
<p>ii 道守制度の活用</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 大学と協働し、インフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材は確実に養成されているが、インフラ構造物を将来にわたり適切に維持管理を行うためには、適正な点検や診断を行う必要があるため、職員を含め養成人数を増やす必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 今後も引き続き、道路施設の点検に必要な技術力を持つ道守の養成を継続し、道守(道守、特定道守、道守補)の養成人数を増やし、県内全域での人材確保を行う必要がある。</p>
<p>iii 公園施設の維持管理更新</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 都市公園整備費(一般、公共)により、公園施設の安全性の確保や利便性の向上が図られ、引き続き利用者の満足度も高評価をいただいている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 誰もが安心して安全に利用できる公共施設の提供に寄与するよう年1回実施している遊具の点検結果を長寿命化計画に反映しながら適正な公園施設の維持管理に努めていく。</p>
<p>iv ダム、水門、樋門等の河川関係施設の維持管理更新</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 県管理のダムは現在35ダムあり、平成29年度までに長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減を図っているが、ダムの老朽化が進んでおり、今後ますます維持管理費の増大が見込まれる。 大型の水門・樋門については、ライフサイクルコストの縮減を図るため、長寿命化計画に基づく補修等の予算を確保する必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 長寿命化計画に基づき、定期的に検査・点検を実施し、優先度の評価・整理を行うことで、適切な河川関係施設の維持管理・更新を行っていく。</p>
<p>v 道路、河川等の県管理公共施設の清掃・美化活動を行う団体の活動支援</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 活動回数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり目標を下回ったもののアダプト・愛護団体の登録数は増加し、目標を達成しており、河川や道路、港湾等における環境保全活動が例年どおり継続されている。インフラの適切な維持管理のためにも現状の活動水準の維持が必要である。 また、活動に合わせて、団体が活動中に発見した河川、道路等の異常箇所を通報する取組の実施についても検討する。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 今後も県管理公共土木施設において環境保全活動が実施され、適切な維持管理に資するよう活動水準を維持するために継続して活動に対する支援を行う必要がある。 また、より一層の適切な維持管理のため、団体が活動中に河川等の異常箇所を発見し、通報につなげるよう取組、周知方法等について検討する。</p>
<p>vi 港湾、海岸施設及び県管理空港施設の維持管理更新</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 港湾、海岸及び空港施設の何れについても、県民の人流、物流を支える重要なインフラであり、引き続き事業群の推進のため必要な事業である。計画的に適切な維持管理や維持工事を実施することで成果指標である「管理瑕疵による事故件数(件)」は発生していないが、インフラ施設の老朽化が進む中、通年を通して施設全てを巡回することが難しい状況であり、より一層適切な管理を行っていく必要がある。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 維持管理に係るコストを削減しながら、効果的に施設の巡回を行うとともに、職員の巡視による不具合箇所の確認を徹底し、外部委託による施設の保守点検等計画的に適切な維持管理や維持工事を実施することで事故の発生を未然に防ぐ。</p>
<p>vii 県営住宅の維持管理更新</p> <p>●実績の検証及び解決すべき課題 県営住宅の維持管理の不備に起因する事故は発生しておらず、適切な維持管理が継続されている。</p>	<p>●課題解決に向けた方向性 指定管理者と連携して通常の維持管理を行うとともに、長寿命化計画に基づき計画的に大規模修繕等を行う。</p>

4. 令和5年度見直し内容及び令和6年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和5年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和5年度の新たな取組は「R5新規」等と、見直しがなければ「—」と記載	令和6年度事業の実施に向けた方向性			
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分	
			所管課(室)名					
取組項目 i	○	3	道路維持補修費	—	—	道路管理者として道路橋を適切に管理する義務があり、今後も道路の安全な利用を図る。	現状維持	
			—					
			道路維持課					
		4	4	橋梁補修事業	—	—	道路管理者として道路橋を適切に管理する義務があり、今後も橋梁補修を行うことで道路の安全な利用を図る。	現状維持
				—				
				道路維持課				
		5	5	舗装補修事業	—	—	道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があり、予防的補修に移行できるよう、早期に補修が必要な箇所を重点的に行う。今後も舗装補修を行うことで道路の安全で快適な利用を図る。	現状維持
				—				
				道路維持課				
		6	6	舗装調査費	—	—	道路管理者として道路舗装を適切に管理する義務があり、今後も舗装維持管理システムを管理し、最適な舗装補修の計画立案で、ライフサイクルコストの低減を図る。	現状維持
				—				
				道路維持課				
		7	7	トンネル安全施設費	—	—	道路管理者としてトンネル照明灯等を適切に管理する義務があり、今後も照明施設を適切に維持管理する。	現状維持
				—				
				道路維持課				
		8	8	道路照明灯管理費	—	—	道路管理者として道路照明灯を点灯することにより、夜間の道路利用者(車両及び歩行者)の安全を図る義務があり、今後も照明施設を適切に維持管理する。	現状維持
				—				
				道路維持課				
		9	9	道路清掃委託費	—	—	道路管理者としてガードレール等の施設を適切に管理する義務があり、今後も適切な維持管理を行い、道路の安全な利用を図る。	現状維持
				—				
				道路維持課				

取組項目 i	10	道路緑化維持・整備景観費	—	—	道路管理者として植樹等を適切に管理する義務があり、今後も本事業を実施することで、道路の安全な利用を図る。	現状維持
		—				
		道路維持課				
取組項目 ii	11	道路管理事務費	—	—	適切な道路の維持管理に努めているところであるが、今後も管理瑕疵を原因とする事故が発生する可能性があり、本事業を継続する。	現状維持
		—				
		道路維持課				
取組項目 iii	12	道守育成事業	—	—	道路法により、橋梁やトンネル等のインフラ施設の5年に1回の法定点検が義務付けられた。県では、全ての施設を外注すると膨大な費用が発生することから、中小の橋梁については、職員（OBや道守ボランティア）による直営点検を実施しており、その点検には、必要な知識や技術が必要である。インフラ構造物の維持管理や再生・長寿命化に携わる人材は確実に養成されているが、今後も引き続き道路施設の点検に必要な技術力を持つ道守の育成を継続し、県内全域での人材確保を行う必要がある。	現状維持
		—				
		道路維持課				
取組項目 iv	14	都市公園整備費（一般）	—	②	公園管理者として公園施設を適切に管理するため、長寿命化対策工事（更新）を行うことで安心して利用できる公園整備を行う。 引き続き、障害のある子どもない子どもすべての子どもがともに遊べる遊具（インクルーシブ遊具）の整備も進め、満足度の向上に努める。	改善
		—				
		都市政策課				
取組項目 v	16	ダム管理費	—	—	ダムを適切に維持管理し、洪水の軽減を図ることにより、県民の安全、安心に資する事業であり、今後も適切に維持管理を行う。	現状維持
		—				
		河川課				
取組項目 vi	17	県民参加の地域づくり事業費	—	⑥	当事業を実施することにより、県民の自発的な清掃美化活動への参画意識が高まっており、登録団体も増加している。 令和6年度においても、登録団体の増加を図りながら、当事業を継続的に実施することで県管理公共土木施設の維持・保全に寄与していくとともに、より一層の適切な維持管理のため、団体が活動中に河川等の異常箇所を発見し、通報につなげるよう取組、周知方法等について検討する。	拡充
		H15-				
		河川課				
取組項目 vii	18	空港維持管理費	—	—	航空法及び空港機能管理規程など各法令等を遵守し、本事業を継続することで適切な維持管理運営を行い、インフラの老朽化に起因した事故を未然に防ぎ、航空機の安全運航を維持する。	現状維持
		—				
		港湾課				

取組 項目 vi	○	19	港湾施設維持管理費	管理瑕疵を問われかねない状況の有無について、権限移譲先の市町に速やかな確認と是正を求めるとともに、現場からの通報体制の確率を図るよう、港湾・漁港管理担当者会議において、地方機関の管理担当者に対し指示を行った。	—	職員による巡視及び外部委託による保守点検等を実施するとともに、不具合箇所について地元市町等から早期に情報提供を受け、早期に対応することにより施設の適切な管理運営を行っていく。	現状維持
			—				
			港湾課				
取組 項目 vi		20	ボートパーク整備事業費	—	—	管理者として、施設管理を適切に行う義務があり、今後も計画的な維持管理補修を行い、施設の長寿命化を図ることで、利用者の安全・安心を確保する。	現状維持
			—				
			港湾課				
取組 項目 vi		21	長崎空港維持管理費	—	—	本事業を継続し、隣接県有地や連絡通路の適切な維持管理によりインフラの老朽化に起因した事故を未然に防ぎ、また、長崎空港の花文字山の適切な維持管理により長崎空港の景観保全に努める。	現状維持
			—				
			港湾課				

注:「2. 令和4年度取組実績」に記載している事業のうち、令和4年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点